

# 西三河都市計画 西尾市都市計画総括図



地区名	中畑田貫地区
施工面積	26.2ha
施工者	組合
施工期間	S55~H5
補助期間	
総事業費	1,710百万円
基本事業費	

地区名	冢下地区
施工面積	1.6ha
施工者	組合
施工期間	S50~S53
補助期間	
総事業費	40百万円
基本事業費	

地区名	羽塚西地区
施工面積	4.3ha
施工者	組合
施工期間	H24~R1
補助期間	H24~H30
総事業費	1,164百万円
基本事業費	638百万円

地区名	吉山地区
施工面積	7.0ha
施工者	組合
施工期間	H20~H26
補助期間	
総事業費	1575百万円
基本事業費	

地区名	天神前地区
施工面積	2.1ha
施工者	組合
施工期間	R3~R7
補助期間	R4~R6
総事業費	617百万円
基本事業費	103百万円

地区名	平坂東部地区
施工面積	25.0ha
施工者	組合
施工期間	H16~R1
補助期間	H18~H22
総事業費	5,722百万円
基本事業費	960百万円

地区名	寺津北部地区
施工面積	14.6ha
施工者	組合
施工期間	S63~H13
補助期間	
総事業費	2,080百万円
基本事業費	

地区名	上矢田西部地区
施工面積	1.2ha
施工者	組合
施工期間	H30~R3
補助期間	
総事業費	282百万円
基本事業費	

地区名	寺小南地区(R6年度予定)
施工面積	1.78ha
施工者	組合
施工期間	R6~R10
補助期間	R7~R9
総事業費	780百万円
基本事業費	328.5百万円

地区名	寺津飛越狐塚地区
施工面積	1.3ha
施工者	組合
施工期間	H30~R4
補助期間	
総事業費	353百万円
基本事業費	

地区名	伊藤地区
施工面積	24.2ha
施工者	組合
施工期間	H1~H21
補助期間	
総事業費	2,639百万円
基本事業費	

地区名	桜町地区
施工面積	31.0ha
施工者	市
施工期間	S31~S42
補助期間	
総事業費	88百万円
基本事業費	

地区名	戸ヶ崎地区
施工面積	60.0ha
施工者	市
施工期間	S45~S51
補助期間	
総事業費	860百万円
基本事業費	

地区名	鶴城地区
施工面積	3.7ha
施工者	組合
施工期間	H10~H14
補助期間	
総事業費	412百万円
基本事業費	

地区名	西山地区
施工面積	3.0ha
施工者	組合
施工期間	H30~R5
補助期間	
総事業費	966百万円
基本事業費	

地区名	多茂ノ木地区
施工面積	2.0ha
施工者	組合
施工期間	H10~H14
補助期間	
総事業費	432百万円
基本事業費	

地区名	永吉地区
施工面積	11.5ha
施工者	組合
施工期間	S59~H9
補助期間	
総事業費	1213百万円
基本事業費	

地区名	住崎地区
施工面積	36.8ha
施工者	組合
施工期間	S58~H9
補助期間	
総事業費	3,570百万円
基本事業費	

地区名	国森地区
施工面積	4.7ha
施工者	組合
施工期間	H29~R7
補助期間	
総事業費	1,338百万円
基本事業費	

地区名	上横須賀地区
施工面積	1.9ha
施工者	組合
施工期間	H15~H18
補助期間	
総事業費	201百万円
基本事業費	

地区名	上矢田北部地区
施工面積	4.1ha
施工者	組合
施工期間	R2~R7
補助期間	R4~R6
総事業費	1,340百万円
基本事業費	159百万円

地区名	門内地区
施工面積	7.8ha
施工者	組合
施工期間	S63~H16
補助期間	
総事業費	1704百万円
基本事業費	



用途地域	用途	容積率	高さ制限	その他
第一種住居地域	第一種住居	20%	12m	
第二種住居地域	第二種住居	25%	15m	
第三種住居地域	第三種住居	30%	18m	
近隣商業地域	近隣商業	40%	20m	
商業地域	商業	50%	25m	
準工業地域	準工業	40%	20m	
工業地域	工業	50%	25m	
工業専用地域	工業専用	50%	25m	
高度地区(第1種)	高度地区(第1種)	50%	25m	
高度地区(第2種)	高度地区(第2種)	50%	25m	
高度利用地区	高度利用	50%	25m	
地区計画	地区計画			
区域整理(都市計画決定)	区域整理			
区域整理(暫定)	区域整理(暫定)			
臨海地区	臨海地区			
ごみ処理場	ごみ処理場			
市街化調整区域(建設制限区域)	市街化調整区域			

建設される用途  
 1) については、一定規模以下のものに限られる。  
 2) については、当該用途に定める用途が150㎡以下の場合に限り建設可能。  
 3) については、当該用途に定める用途が100㎡以下の場合に限り建設可能。  
 4) については、当該用途に定める用途が500㎡以下の場合に限り建設可能。  
 5) については、当該用途に定める用途が100㎡以下の場合に限り建設可能。  
 6) については、2層以下の商業利用、商業店舗・サービス店舗等に限る。  
 7) 高度地区(第1種)指定地区については、建築物の高さの最高限度(15m)。  
 8) 高度地区(第2種)指定地区については、建築物の高さの最高限度(20m)。  
 9) 高度地区(第3種)指定地区については、建築物の高さの最高限度(25m)。  
 ・市街化調整区域については、容積率20%、高さ等の制限。  
 ・なお、高度地区については、容積率40%、高さ等70%等の制限。  
 ・市街化調整区域(建設制限区域)については、容積率40%、高さ等70%等の制限。

